

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和5年3月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第15条の6中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の6の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第24条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る天理市国民健康保険条例第6条第1項に規定する出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 改正後の天理市国民健康保険条例第15条の6、第15条の6の10及び第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。